

通所介護重要事項説明書

令和7年4月11日現在

1. 事業所の概要

(1) 支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンター 春風館
所在地	北九州市八幡西区馬場山西 11 番 3 号
介護保険事業者番号	4070702040
サービス提供地域	八幡西区、中間市、直方市、鞍手郡

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者		1		1	業務の統括
生活相談員	介護福祉士	1		1	相談・援助
看護職員	看護師	1	1	2	健康管理・機能訓練
機能訓練指導員	理学療法士	1		1	機能訓練
介護職員	介護福祉士	3		3	介護
	2級ヘルパー	2		2	
その他	事務員・栄養士	2		2	事務・調理
合計		11	1	12	

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業しない日	日曜、8月14日、15日、12月30日～翌年1月3日
営業時間帯	午前8:30から午後5:30まで
利用定員	45名/1日
(サービス提供時間)	午前9:00から午後5:00

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

デイサービスセンター春風館が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が必要なサービスを提供し、利用者様の要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他のサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3. サービス内容

(1) 日常生活上の訓練援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. 静養の介助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

ア. 個別機能訓練

イ. 日常生活動作に関する訓練

ウ. レクリエーション（行事、趣味活動）

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

一般浴槽による入浴介助

(6) 食事サービス

(7) 相談、助言に関すること

4. 利用料金

(1) 通所介護利用料・利用者負担

【利用料】

(円)

		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	利用料（10割）	3,751	3,934	5,779	5,921	6,672	6,783
	利用者負担（1割）	376	394	578	593	668	679
	利用者負担（2割）	751	787	1,156	1,185	1,335	1,357
	利用者負担（3割）	1,126	1,181	1,734	1,777	2,002	2,035
要介護2	利用料（10割）	4,289	4,502	6,824	6,986	7,878	8,020
	利用者負担（1割）	429	451	683	699	788	802
	利用者負担（2割）	858	901	1,365	1,398	1,576	1,604
	利用者負担（3割）	1,287	1,351	2,048	2,096	2,364	2,406
要介護3	利用料（10割）	4,857	5,090	7,878	8,071	9,126	9,278
	利用者負担（1割）	486	509	788	808	913	928
	利用者負担（2割）	972	1,018	1,576	1,615	1,826	1,856
	利用者負担（3割）	1,458	1,527	2,364	2,422	2,738	2,784
要介護4	利用料（10割）	5,404	5,678	8,923	9,136	10,373	10,555
	利用者負担（1割）	541	568	893	914	1,038	1,056
	利用者負担（2割）	1,081	1,136	1,785	1,828	2,075	2,111
	利用者負担（3割）	1,622	1,704	2,677	2,741	3,112	3,167
要介護5	利用料（10割）	5,962	6,256	9,977	10,221	11,640	11,843
	利用者負担（1割）	597	626	998	1,023	1,164	1,185
	利用者負担（2割）	1,193	1,252	1,996	2,045	2,328	2,369
	利用者負担（3割）	1,789	1,877	2,994	3,067	3,492	3,553

* 上記設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安を基準とします。

(円)

個別機能訓練加算 I ロ	利用料 (10 割)	770
	利用者負担 (1 割)	77
	利用者負担 (2 割)	154
	利用者負担 (3 割)	231
入浴介助加算 (I)	利用料 (10 割)	405
	利用者負担 (1 割)	41
	利用者負担 (2 割)	81
	利用者負担 (3 割)	122
科学的介護推進体制加算(1/月)	利用料 (10 割)	405
	利用者負担 (1 割)	41
	利用者負担 (2 割)	81
	利用者負担 (3 割)	122
サービス提供体制加算 II	利用料 (10 割)	182
	利用者負担 (1 割)	19
	利用者負担 (2 割)	38
	利用者負担 (3 割)	57
ADL 維持等加算 I (1/月)	利用料 (10 割)	304
	利用者負担 (1 割)	31
	利用者負担 (2 割)	61
	利用者負担 (3 割)	92

※通所介護送迎減算 (居宅～通所介護事業所) (片道) 47 単位減算

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 総単位数×8.0%の1割又は2割又は3割負担

(2) その他の費用

(1) のほか利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払い頂きます。

種 類	利用者負担金	
食 費	600 円	昼食・おやつ
オムツ代	実費	
日常生活に要する費用	要した費用の実費	

※ サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割又は2割又は3割をお支払い頂きます。

※ サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費の実費をお支払い頂きます。

※ 保険料の滞納などにより、サービス費の1割又は2割又は3割の「利用者負担金」で利用出来なくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払い頂き、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(3) 料金の支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日までに現金でお支払い下さい。領収書を発行いたします。

5. 利用者へのお願い

事業者が交付するサービス利用料、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

6. 利用にあたっての留意事項

- ① 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください
- ② サービス利用中の喫煙は決められた場所をお願いします
- ③ 利用時の飲酒はご遠慮ください
- ④ サービス利用時間中の外出は認められておりませんのでご了承ください
- ⑤ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
- ⑥ 所持金等は自己の責任により管理してください
- ⑦ 多額の金品の持ち込みはご遠慮ください
- ⑧ ご利用者間での金品の貸し借り、授受はトラブルになりますのでご遠慮ください
- ⑨ 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- ⑩ 欠席される場合は当日の朝までにご連絡ください

電話番号 093-619-0003

7. 個人情報

当事業所で定める個人情報の取り扱いに関する規定による。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- ① 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を取り、必要な措置を講ずる。
- ② 事故発生の際は直ちに、ご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償

サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

10. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し当該消防計画に基づく次の業務を行います。

- ① 消火、通報及び避難の訓練
- ② 消防設備、施設などの点検及び整備
- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

11. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する専任の担当者を選定しています。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. サービス内容に関する苦情の受付先

担 当 者	職 名	氏 名	連絡先
苦情解決責任者	管 理 者	中島 雄三	093 (619) 0003
苦情受付担当者	生活相談員	新垣 豊美	093 (619) 0003

相談窓口

市外の相談窓口	中間市中間1丁目1-1	中間市介護保険課	093(246)6243
	直方市殿町7-1直方市役所1階	直方市保険課介護保険係	0949(25)2116
区の相談窓口	八幡西区黒崎3丁目15-3	八幡西区役所介護保険課	093(642)1446
福岡県国民健康保険団体連合会	博多区吉塚本町13-47		092(642)7859
福岡県介護保険広域連合鞍手支部	宮若市本城458-2		0949(34)5046

13. 通所介護事業所の概要

名称・法人の種別	有限会社 春風館
代 表 者 名	取締役 中島 雄三
所 在 地	北九州市八幡西区馬場山西11番3号
連 絡 先	電話番号 093(619)0003 F A X 093(619)0117

14. 第三者評価の実績なし

令和 年 月 日

通所介護の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

住 所 北九州市八幡西区馬場山西 11 番 3 号

事業者名 デイサービスセンター 春風館

管 理 者 中島 雄三

(通所介護指定番号 北九八西生介護第 178 号)

〈説明者〉

所 属 デイサービスセンター 春風館

氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人〉

住 所

氏 名

総合事業通所型サービス現行相当事業重要事項説明書

令和7年4月11日現在

1. 事業所の概要

(1) 支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンター 春風館
所在地	北九州市八幡西区馬場山西11番3号
介護保険事業者番号	4070702040
サービス提供地域	中間市全域

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者		1		1	業務の統括
生活相談員	介護福祉士	1		1	相談・援助
看護職員	看護師	1	1	2	健康管理・機能訓練
機能訓練指導員	理学療法士	1		1	機能訓練
介護職員	介護福祉士	3		3	介護
	2級ヘルパー	2		2	
その他	事務員・栄養士	2		2	事務・調理
合計		11	1	12	

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業しない日	日曜、8月14日・15日、12月30日～翌年1月3日
営業時間帯	午前8:30から午後5:30まで
利用定員	45名/1日
(サービス提供時間)	午前9:00から午後5:00

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

デイサービスセンター春風館が行う介護予防日常生活支援総合事業通所型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が必要なサービスを提供し、利用者様の要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護保険法に基づく介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他のサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3. サービス内容

(1) 日常生活上の訓練援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. 静養の介助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

ア. 個別機能訓練

イ. 日常生活動作に関する訓練

ウ. レクリエーション（行事、趣味活動）

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

一般浴槽による入浴介助

(6) 食事サービス

(7) 相談、助言に関すること

4. 利用料金

(1) 総合事業（通所型）利用料・利用者負担

【利用料】

(円)

要支援 1	利用料 (10 割)	17,980
	利用者負担 (1 割)	1,798
	利用者負担 (2 割)	3,596
	利用者負担 (3 割)	5,394
要支援 2	利用料 (10 割)	36,210
	利用者負担 (1 割)	3,621
	利用者負担 (2 割)	7,242
	利用者負担 (3 割)	10,863
科学的介護推進体制加算 (1/月)	利用料 (10 割)	400
	利用者負担 (1 割)	40
	利用者負担 (2 割)	80
	利用者負担 (3 割)	120
サービス提供体制加算Ⅱ 1	利用料 (10 割)	720
	利用者負担 (1 割)	72
	利用者負担 (2 割)	144
	利用者負担 (3 割)	216
サービス提供体制加算Ⅱ 2	利用料 (10 割)	1,440
	利用者負担 (1 割)	144
	利用者負担 (2 割)	288
	利用者負担 (3 割)	432

※送迎を行わない場合の減算 (片道) 47 単位

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 総単位数×8.0%の1割又は2割又は3割負担

(2) その他の費用

(1) のほか利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払い頂きます。

種 類	利用者負担金	
食 費	600 円	昼食・おやつ
オムツ代	実費	
日常生活に要する費用	要した費用の実費	

- * サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の 1 割又は 2 割又は 3 割をお支払い頂きます。
- * サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費の実費をお支払い頂きます。
- * 保険料の滞納などにより、サービス費の 1 割又は 2 割又は 3 割の「利用者負担金」で利用出来なくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払い頂き、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(3) 料金の支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日までに現金でお支払い下さい。領収書を発行いたします。

5. 利用者へのお願い

事業者が交付するサービス利用料、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

6. 利用にあたっての留意事項

- ① 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください
- ② サービス利用中の喫煙は決められた場所をお願いします
- ③ 利用時の飲酒はご遠慮ください
- ④ サービス利用時間中の外出は認められておりませんのでご了承ください
- ⑤ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
- ⑥ 所持金等は自己の責任により管理してください
- ⑦ 多額の金品の持ち込みはご遠慮ください
- ⑧ ご利用者間での金品の貸し借り、授受はトラブルになりますのでご遠慮ください
- ⑨ 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- ⑩ 欠席される場合は当日の朝までにご連絡ください

電話番号 093-619-0003

7. 個人情報

当事業所で定める個人情報の取り扱いに関する規定による。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- ① 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を取り、必要な措置を講ずる。
- ② 事故発生時の際は直ちに、ご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償

サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

10. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し当該消防計画に基づく次の業務を行います。

- ① 消火、通報及び避難の訓練
- ② 消防設備、施設などの点検及び整備
- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

④ その他防火管理上必要な業務

11. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する専任の担当者を選定しています。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. サービス内容に関する苦情の受付先

担 当 者	職 名	氏 名	連絡先
苦情解決責任者	管 理 者	中島 雄三	093 (619) 0003
苦情受付担当者	生活相談員	新垣 豊美	093 (619) 0003

相談窓口

市外の相談窓口	中間市中間1丁目1-1	中間市介護保険課	093 (246) 6283
	直方市殿町7-1直方市役所1階	直方市保険課介護保険係	0949 (25) 2116
区の相談窓口	八幡西区黒崎3丁目15-3	八幡西区役所介護保険課	093 (642) 1446
福岡県国民健康保険団体連合会	博多区吉塚本町13-47		092 (642) 7859
福岡県介護保険広域連合鞍手支部	宮若市本城458-2		0949 (34) 5046

13. 通所介護事業所の概要

名称・法人の種別	有限会社 春風館
代 表 者 名	取締役 中島 雄三
所 在 地	北九州市八幡西区馬場山西11番3号
連 絡 先	電話番号 093 (619) 0003 F A X 093 (619) 0117

14. 第三者評価の実績なし

令和 年 月 日

介護予防日常生活支援総合事業通所型事業の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

住 所 北九州市八幡西区馬場山西 11 番 3 号

事業者名 デイサービスセンター 春風館

管 理 者 中島 雄三

(通所型サービス 29 中保介第 4521 号)

〈説明者〉

所 属 デイサービスセンター 春風館

氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防日常生活支援総合事業通所型事業についての重要な事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人〉

住 所

氏 名

北九州市予防給付型通所サービス重要事項説明書

令和7年4月11日現在

1. 事業所の概要

(1) 支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンター 春風館
所在地	北九州市八幡西区馬場山西 11 番 3 号
介護保険事業者番号	4070702040
サービス提供地域	八幡西区、中間市、直方市、鞍手郡

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者		1		1	業務の統括
生活相談員	介護福祉士	1		1	相談・援助
看護職員	看護師	1	1	2	健康管理・機能訓練
機能訓練指導員	理学療法士	1		1	機能訓練
介護職員	介護福祉士	3		3	介護
	2級ヘルパー	2		2	
その他	事務員・栄養士	2		2	事務・調理
合計		11	1	12	

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業しない日	日曜、8月14日、15日、12月30日～翌年1月3日
営業時間帯	午前8：30から午後5：30まで
利用定員	45名／1日
(サービス提供時間)	午前9：00から午後5：00

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

デイサービスセンター春風館が行う北九州市予防給付型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が必要なサービスを提供し、利用者様の要支援状態にある高齢者に対し、適正な北九州市予防給付型通所サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他のサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3. サービス内容

(1) 日常生活上の訓練援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. 静養の介助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

ア. 個別機能訓練

イ. 日常生活動作に関する訓練

ウ. レクリエーション（行事、趣味活動）

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

一般浴槽による入浴介助

(6) 食事サービス

(7) 相談、助言に関すること

4. 利用料金

(1) 予防給付型通所サービス利用料・利用者負担

【利用料】

(円)

要支援 1	利用料 (10 割)	18,231
	利用者負担 (1 割)	1,824
	利用者負担 (2 割)	3,647
	利用者負担 (3 割)	5,470
要支援 2	利用料 (10 割)	36,716
	利用者負担 (1 割)	3,672
	利用者負担 (2 割)	7,344
	利用者負担 (3 割)	11,015
科学的介護推進体制加算 (1/月)	利用料 (10 割)	405
	利用者負担 (1 割)	41
	利用者負担 (2 割)	81
	利用者負担 (3 割)	122
サービス提供体制加算Ⅱ1	利用料 (10 割)	730
	利用者負担 (1 割)	73
	利用者負担 (2 割)	146
	利用者負担 (3 割)	219
サービス提供体制加算Ⅱ2	利用料 (10 割)	1,460
	利用者負担 (1 割)	146
	利用者負担 (2 割)	292
	利用者負担 (3 割)	438

※通所型独自送迎減算(事業所が送迎を行わない場合) (片道) 47 単位

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 総単位数×8.0%の1割又は2割又は3割負担

(2) その他の費用

(1) のほか利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払い頂きます。

種 類	利用者負担金	
食 費	600 円	昼食・おやつ
オムツ代	実費	
日常生活に要する費用	要した費用の実費	

- * サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割又は2割又は3割をお支払い頂きます。
- * サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費の実費をお支払い頂きます。
- * 保険料の滞納などにより、サービス費の1割又は2割又は3割の「利用者負担金」で利用出来なくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払い頂き、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(3) 料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに現金でお支払い下さい。領収書を発行いたします。

5. 利用者へのお願い

事業者が交付するサービス利用料、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

6. 利用にあたっての留意事項

- ① 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください
- ② サービス利用中の喫煙は決められた場所をお願いします
- ③ 利用時の飲酒はご遠慮ください
- ④ サービス利用時間中の外出は認められておりませんのでご了承ください
- ⑤ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
- ⑥ 所持金等は自己の責任により管理してください
- ⑦ 多額の金品の持ち込みはご遠慮ください
- ⑧ ご利用者間での金品の貸し借り、授受はトラブルになりますのでご遠慮ください
- ⑨ 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- ⑩ 欠席される場合は当日の朝までにご連絡ください

電話番号 093-619-0003

7. 個人情報

当事業所で定める個人情報の取り扱いに関する規定による。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- ① 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を取り、必要な措置を講ずる。
- ② 事故発生時の際は直ちに、ご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償

サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

10. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し当該消防計画に基づく次の業務を行います。

- ① 消火、通報及び避難の訓練
- ② 消防設備、施設などの点検及び整備

- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

11. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する専任の担当者を選定しています。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. サービス内容に関する苦情の受付先

担 当 者	職 名	氏 名	連絡先
苦情解決責任者	管 理 者	中島 雄三	093 (619) 0003
苦情受付担当者	生活相談員	新垣 豊美	093 (619) 0003

相談窓口

市外の相談窓口	中間市中間1丁目1-1	中間市介護保険課	093 (246) 6243
	直方市殿町7-1直方市役所1階	直方市保険課介護保険係	0949 (25) 2116
区の相談窓口	八幡西区黒崎3丁目15-3	八幡西区役所介護保険課	093 (642) 1446
福岡県国民健康保険団体連合会	博多区吉塚本町13-47		092 (642) 7859
福岡県介護保険広域連合鞍手支部	宮若市本城458-2		0949 (34) 5046

13. 通所介護事業所の概要

名称・法人の種別	有限会社 春風館
代 表 者 名	取締役 中島 雄三
所 在 地	北九州市八幡西区馬場山西11番3号
連 絡 先	電話番号 093 (619) 0003 F A X 093 (619) 0117

14. 第三者評価の実績なし

令和 年 月 日

北九州市予防給付型通所サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

住 所 北九州市八幡西区馬場山西 11 番 3 号

事業者名 デイサービスセンター 春風館

管 理 者 中島 雄三

(北九州市指令保地介第 3346 号)

〈説明者〉

所 属 デイサービスセンター 春風館

氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から北九州市予防給付型通所サービスについての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人〉

住 所

氏 名